

《食品ロス削減と生活困窮者支援に関する要望書》

令和元年5月29日

公明党仙台市議団

団 長	嶋 中 貴 志
幹 事 長	鈴 木 広 康
副幹事長	鎌 田 城 行
幹 事	小野寺 利 裕
幹 事	小田島 久美子
	菊 地 昭 一
	佐 藤 和 子
	佐々木 真由美
	佐 藤 幸 雄

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019年5月24日に成立し市民の間にも食品ロス削減の機運が高まっております。法律では、国が定める基本方針を踏まえ、地方自治体も削減計画を策定するよう努力義務が課せられました。日本の食料自給率は約4割にとどまっているのに、食べられるのに捨てられる食品は年間642万tと推計されている現実を、本市においても喫緊の課題と捉えることが重要と思われまます。

さらに、食品ロス削減は食品事業者・消費者・行政にもそれぞれメリットがあり、過剰生産の抑制による生産・物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、焼却時のCO2削減による環境負荷の軽減につながります。さらに、未利用食品の有効活用は、食品ロス削減のみならず生活困窮者等の支援にも資することにつながります。本市としてもまだ食べられるのに捨ててしまう食品ロスの削減と生活困窮者支援に向けて、取り組みを強化するため以下の内容を求めます。

《要 望 項 目》

1. 市民運動の抜本的強化のための制度実現

食品ロス削減に関する取り組みを所管する関係部局が連携して啓発を図り、環境整備や健康対策及び子育て等に関係する団体や事業者等の協力も得ながら、食品ロスの削減に向けて取り組みを推進すること。

2. 未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの確立

法律の制定に合わせ、コンビニやスーパーなどで食品廃棄の取り扱いを見直す動きが広がっています。食料の確保に困る世帯などに対し、一般家庭や企業から寄せられた食品を無償で提供する「フードバンク」の活動を通じ、食品ロス削減に貢献する取り組みをより一層押し進める施策の展開を求めます。

以上